

コミュニティ活動推進事業補助金について

市では、協働のまちづくりを推進するため、地域課題の解決等に取り組む、区を単位として設立された、コミュニティ協議会が実施する事業に補助金を交付しています。

なお、コミュニティ協議会は、裏面の要件事項について、その内容をどれだけ満たしているか（設立当初についてはその見込みがあるか）を確認し、コミュニティ推進事業補助金交付対象として適切か、市が総合的に判断します。

また、補助金交付の対象は、コミュニティ協議会主催の事業で、区全域を対象とする、コミュニティの推進及び活性化に寄与すると市が認めた事業を実施するために直接必要とする経費を対象とし、団体の維持・運営に要する経費は対象外とします。補助金額は、補助対象経費の1/2、上限20万円となります。

（補助対象となる経費、補助対象とならない経費の例）

経費項目	補助対象となる経費の例	補助対象とならない経費の例
謝金	外部の講師、指導者等への会議出席のお礼や活動協力のお礼	団体構成員へのお礼や活動協力へのお礼、支出先が明確でない金券等
旅費	事業の講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費、会議に出席するための交通費や宿泊費の実費等	事業の参加者の交通費や宿泊費、出張先での食事代等
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代	補助対象事業以外に使う会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代
印刷製本費	事業の募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための印刷製本費等	補助対象事業以外の募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための印刷製本費等
食糧費	事業実施のために必要不可欠と認められる食品材料費	会議及び講演会等の茶菓子代、食事代、飲食代
通信運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料等	補助対象事業以外の募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料等
保険料	イベント等を行う場合の来場者保険、補助事業の講師・指導者が加入する損害保険等	補助対象事業以外の行事保険
使用料及び賃借料	会議室、施設、機具等の使用料や借上料	補助対象事業以外の会議室、施設、機具等の使用料や借上料及び団体が自ら所有している施設等の使用料や借上料
備品購入費	なし	全ての備品購入費

※対象経費は、領収書等により、コミュニティ協議会での支払いが証明できることが必要です。

※対象経費の判断については、事前に企画政策課市民協働係へご相談ください。

要件事項

1 区域の要件

共同体意識の形成が可能な一定の地域（区：旧大字）以上を基準として、市長が適当と認める区域となっている。

2 組織構成の要件

- （1）広く当該区を代表する複数の地域団体等により構成されている。
- （2）市民、各種団体等の参画により、自主的に設立された住民組織となっている。

3 開放性の要件

- （1）すべての地域住民に参加の機会を保障している。
- （2）会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれる。

4 自律性の要件

- （1）活動地域の課題を解決するために自主的に活動を行っている。
- （2）一部の偏った活動とならず、地域の課題や問題を自ら解決する取り組みを推進できる。
- （3）まちづくりの主体として、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織である。
- （4）行政からの補助金・交付金以外にも、自主財源の確保が図られている。

5 代表性・正統性の要件

- （1）一の活動地域につき一団体である。
- （2）活動地域において、相当数の住民等の支持・理解・合意を得ていると判断される。
- （3）活動地域において、主要な団体（区、子ども会など）が構成メンバーに入っている。

6 透明性の要件

- （1）地域住民に情報を公開し、支持を受ける努力をしている。
- （2）会則等を定めている。
- （3）会則等に目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを定めている。
- （4）事業計画書及び予算書（案でも可）を作成している。
- （5）コミュニティ協議会の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成・執行および会計処理の透明性を確保している。
- （6）コミュニティ協議会の活動について、情報公開を進め、住民の参画を促すよう積極的なPRを行っている。

7 民主性の要件

- （1）名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められている。
- （2）透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われている。
- （3）組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢などに配慮し、民主的に選出されている。
- （4）地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されている。
- （5）地区の市民等の意思が十分尊重された組織である。
- （6）役員会、総会等を開催し、協議による意思決定を行っている。